

小松市暴力団排除条例施行に伴う誓約書等の提出について

2012年

- 1 7月1日の小松市暴力団排除条例の施行に伴い、市の事務事業等から暴力団を排除するため、事務事業対象者（事務事業等の相手方となる者）は、原則として暴力団関係者でないことの誓約書及び役員等名簿を提出する必要があります。

ここで、市の事務事業等とは、次に掲げるものをいいます。

- ア 工事又は製造の請負、業務委託、物品購入、役務の提供等の契約
- イ 公有財産の売払い又は貸付けの契約
- ウ 補助金等の交付
- エ 金銭の貸付けの契約
- オ 公の施設に係る指定管理者の指定及び利用の許可
- カ アからオに掲げるもののほか、暴力団を利することとなるおそれがある処分等

- 2 ただし、次の場合は、提出不要とします。

- (1) 営業活動（営利事業）でない場合
- (2) 営業活動（営利事業）であっても、事務事業対象者が非営利団体である場合

なお、(1),(2)の場合であっても、情報提供等により暴力団との関係が疑われる時は、提出を求めるものとします。

小松市暴力団排除条例（抜粋）

（市の事務事業における措置）

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することにならないよう、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者を公共工事等の市が実施する入札に参加させないことその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（公の施設の利用における措置）

第7条 市長若しくは小松市教育委員会又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）は、同法第244条第1項に規定する公の施設の利用が暴力団の利益になると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は既にした利用の許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

小松市暴力団排除条例施行

暴力団のいない安心で安全なクリーンなまちを目指して！

問い合わせ あんしん生活課 24・8071

暴力団による凶悪な事件から市民を守るために

近年、全国で暴力団による拳銃を使用した事件などが多発し、住民が被害を受ける事態も発生しています。

暴力団は公共事業に介入して資金を獲得したり、暴力行為や暴力を背景とした活動により資金の調達を図ったりしており、市民社会にとって大きな脅威となっています。

市では、社会全体で暴力団を排除し、安心で安全な生活の確保と健全な社会活動の発展を目的に「小松市暴力団排除条例」を制定し、7月1日から施行しました。市民や事業者、弁護士会などの各種団体と協力して取り組んでいきます。

条例の主なポイント

1. 市の事務事業から暴力団の排除

- 入札参加の条件に暴力団関係者でないことの誓約書や役員名簿の提出を求めます。
- 暴力団と関係がある団体は、指名を停止したり、契約を解除したりします。

2. 公の施設から暴力団の排除

- 公の施設を利用する際、暴力団関係者でないことの誓約書や役員名簿の提出を求めます。
- 暴力団と関係のある団体に対して、施設の使用許可の取り消したり、利用の中止を求めたりします。

3. 市民との連携協力

- 暴力団のいない安全で平穏な生活を実現するために、市が行う暴力団排除への取り組みにご協力ください。暴力団と交際しないことや行政や警察への積極的な情報提供などをお願いします。

みんなで守ろう三ない運動！

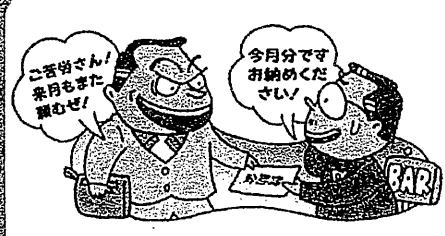
「恐れない」



恐れは誤ったイメージから。恐れることは暴力団を助長します。

- 暴力団は怖いものではありません。みんなで相談し合い、団結して対応しましょう。
- 暴力団自体の存在を許さないという認識を持つことが大切です。

「資金を提供しない」



資金提供は腐れ縁の元。暴力団を支援・容認することになります。

- 暴力団に資金を提供することは、結果的に暴力団を認め、手助けをすることになります。
- 暴力団は、自らの遊びや組の活動資金を求めており、一度味を占めると何回も資金を要求します。

「利用しない」



全てを金づるにする、それが暴力団の姿勢です。

- 暴力団を利用したつもりでも、相手は弱みに付け込む事に長けています。一度関わりを持つと骨の髄まで絞られます。
- 暴力団はタダでは動かず、法外な金を要求します。

小松市暴力団排除条例

平成24年3月27日

条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、小松市からの暴力団排除に関し、基本理念を定め、並びに市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する施策等を定めることにより、暴力団排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保するとともに、市における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団排除 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより市内の事業活動又は市民の生活に生じた不当な影響を排除することをいう。
- (3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (4) 市民等 市民及び事業者をいう。
- (5) 事業者 事業を行う法人その他の団体又は個人をいう。

(基本理念)

第3条 暴力団排除は、暴力団が市内の事業活動及び市民の生活に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として推進されなければならない。

2 暴力団排除は、国、県、市及び市民等が相互に連携協力を図りながら、社会全体で推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、国、県、法第32条の2第1項の規定により石川県公安委員会から石川県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体及び市民等と連携を図りながら、暴力団排除のための施策を推進するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民は、暴力団排除に自主的かつ相互に連携して取り組むよう努めるとともに、市が行う暴力団排除のための施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に関し、暴力団との一切の関係を遮断するよう努めるとともに、市が行う暴力団排除のための施策に協力するよう努めるものとする。

(市の事務事業における措置)

第6条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者を公共工事等の市が実施する入札に参加させないことその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(公の施設の利用における措置)

第7条 市長若しくは小松市教育委員会又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）は、同法第244条第1項に規定する公の施設の利用が暴力団の利益になると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は既にした利用の許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

(市民等に対する支援)

第8条 市は、市民等が暴力団排除に自主的かつ相互に連携して取り組むことができるよう、市民等に対し情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第9条 市は、市民等が暴力団排除の重要性について理解を深めるとともに、暴力団排除の気運が醸成されるよう、必要な広報及び啓発を行うものとする。

(青少年に対する教育等のための措置)

第10条 市及び市民等は、青少年が暴力団排除の重要性を認識して、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないように、青少年に対し、指導、助言その他の適切な措置をとるよう努めるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

小松市の事務事業等における暴力団排除に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小松市暴力団排除条例（平成24年小松市条例第11号、以下「条例」という。）に基づき、市の事務事業等からの暴力団の排除を徹底し、公平かつ公正な市政運営に資するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人等 法人その他の団体又は個人をいう。
- (2) 役員等 法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (3) 事務事業対象者 市の事務事業等の相手方となる者をいう。
- (4) 排除措置 市の事務事業等の相手方としない措置をいう。
- (5) 排除措置対象者 次に掲げるものをいう。

ア 暴力団及び暴力団員

イ 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

ウ 役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員を利用している法人等

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

オ アからエまでに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

(6) 市の事務事業等 次に掲げるものをいう。

ア 工事又は製造の請負、業務委託、物品購入、役務の提供等の契約

イ 公有財産の売払い又は貸付けの契約

ウ 補助金等の交付

エ 金銭の貸付けの契約

オ 公の施設に係る指定管理者の指定及び利用の許可

カ アからオに掲げるもののほか、暴力団を利することとなるおそれがある処分等
(事務事業対象者への周知)

第3条 市長は、市の事務事業等の実施に当たり、排除措置対象者を排除すること及び排除措置対象者であるかどうかを石川県小松警察署（以下「警察署」という。）に照会する
場合があることを公表し、入札説明書等に記載する等の方法により、事務事業対象者に
あらかじめ周知するものとする。

2 前項の照会に当たっては、事務事業対象者から誓約書・役員等名簿（別記様式）の書
面の提出を求めるものとする。

(警察署への照会)

第4条 市長は、事務事業対象者が排除措置対象者に該当するか否かについて確認を行う
必要があると認めるときは、警察署に照会をするものとする。

(排除措置の実施)

第5条 市長は、前条に定める照会又は警察署からの通知により、事務事業対象者が排除
措置対象者に該当すると認めたときは、排除措置を講ずるものとする。

2 市長は、排除措置を講ずるときは、排除措置を決定した理由を付して事務事業対象者
に通知するものとする。

3 市長は、排除措置を講じたときは、その状況を警察署に通知するものとする。

(情報管理)

第6条 この要綱の運用により取得した情報については適正に管理するものとし、排除措
置以外の目的に使用してはならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市の事務事業等における暴力団の排除に関し必要
な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、小松市暴力団排除条例（平成24年条例第11号）の施行の日（平成24年7
月1日）から施行する。

2 この要綱は、施行の日の前に申請等があった市の事務事業等であって施行の日の後に
実施するものについても適用する。

誓約書

私 当社は、團十郎芸術劇場うららの使用許可の申請に当たり、小松市暴力団排除条例の趣旨に則り、次の1から3までのとおり誓約するとともに、役員等名簿を提出します。また、市が誓約書記載事項の確認のため関係する情報を警察署その他の関係機関に提供することについて同意します。

1 申請者及び使用者は、

- 暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）ではありません。
- 暴力団等がその経営又は運営に実質的に関与している者ではありません。
- 役員等が不正の利益又は損害を与える目的をもって、暴力団等の利用等をしている者ではありません。
- 役員等が暴力団等に対して資金等を提供する等暴力団の維持運営に関与している者ではありません。
- 役員等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者ではありません。

2 使用に関し、私又は当社は、

- 暴力団等を使用許可を受けた施設に入場させません。
- 暴力団等に使用許可を受けた施設で実施するイベント等に関連する業務等を発注しません。
- 暴力団等にみかじめ料、上納金、売上金等の暴力団等の利益となる金品を提供しません。

3 前2項に基づく誓約又は前項に基づく役員等名簿に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、市の事務事業等に関し不利益な措置を受けても異議の申し立てをせず、又これにより損害が生じた場合でも、一切私の責任といたします。

年 月 日

(あて先) 小松市長

本店又は主たる事務所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

(裏面)

役員等名簿

年 月 日 現在の役員等

商号又は名称								
本店又は主たる事務所								
氏名 (カナ)	氏名 (漢字)	生年月日				性別	役 職	住 所
		年号	年	月	日			

- 注1. 法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者を記入してください。ただし、「支店又は営業所の代表する者」については、小松市との契約締結の権限を有する者が対象です。
2. 「住所」欄には住民票記載の住所を記入してください。
 3. 記入しきれない場合は、複数枚提出してください。
 4. この役員等名簿は、役員等が暴力団員又は暴力団関係者であるか否かを確認するためのみに使用し、その他の目的には一切使用しません。